

スポーツリスクマネジメントセミナー

～あなたのクラブは大丈夫？安全・安心なスポーツ活動への備え～

2025年12月9日

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

≪ 目次 ≫

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 1. 当社の紹介 | P 3 |
| 2. 部活動地域連携・地域移行と
損害保険の関係 | P 6 |
| 3. 移行後の保険について | P 7 |
| 4. 事故データ | P 1 2 |
| 5. 安全・安心なスポーツ活動のための
チェックポイント | P 1 4 |

1. 当社の紹介

- 三井住友海上は平成3年より、日本スポーツ協会様とオフィシャルパートナー契約を結んでおります。
- 三井住友海上ではサッカー日本代表、女子柔道、女子陸上、トライアスロンなどの各分野で、「歩みをとめない」アスリートをサポートしています。



1. 当社の紹介 ～少年少女の健全な成長～

子どもの体力・運動能力は世界的に低下傾向が続いています。子どもの体力低下は、将来世代の健康状態に影響を及ぼすだけでなく、大きな社会問題として懸念されています。それら課題解決に向けて、子どもたちにスポーツを通じて明るい将来を感じてもらうための取組みを推進しています。

学校への訪問



自身の体験を伝える講演や競技の体験会などを通じて、子どもたちが「スポーツを身近に体験できる機会を増やすこと」「将来の夢や希望を抱くきっかけをつくること」を目的に学校訪問を行っています。

少年少女向け教室の開催



子どもたちにスポーツの楽しさを知ってもらうために、少年少女向けの教室を開催しています。
※写真は女子柔道部による「少年少女柔道教室」開催時のものです。

1. 当社の紹介 ～地域の活力～

当社はアスリートを通じて地域におけるスポーツ活動の支援にも力を入れております。スポーツを楽しむ機会をより多くの人に提供するため、スポーツへのアクセスの向上と地域スポーツ振興の支援活動を行っています。直近ではクラブ活動の地域連携・地域移行の支援も行っています。

教室の開催



全国各地で女子陸上競技部の選手・コーチ・OGによるランニング教室を開催しているほか、女子柔道部による柔道教室、トライアスロン部によるスイミング教室も開催しています。

中学校でのストレッチ教室



選手・コーチ・OGが各種イベントに出演し、自身の体験を通じて、スポーツがもつ意義を伝える活動を各地で行っています。

2. 部活動地域連携・地域移行と損害保険の関係

□ 地域連携・地域移行に向けた課題の想定

スポーツ団体等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い
スポーツ指導者の質・量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいる
スポーツ施設の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> 公共スポーツ施設やスポーツ団体・民間事業者等有するスポーツ施設だけでは足りない地域も想定される スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある
大会の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがある 中体連と競技団体が主催する全国大会が併存。全国大会ではより上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化による怪我や故障、行き過ぎた指導等を招いている 休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある
会費の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ 経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい
保険の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。
関連諸制度等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 学校で運動部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。

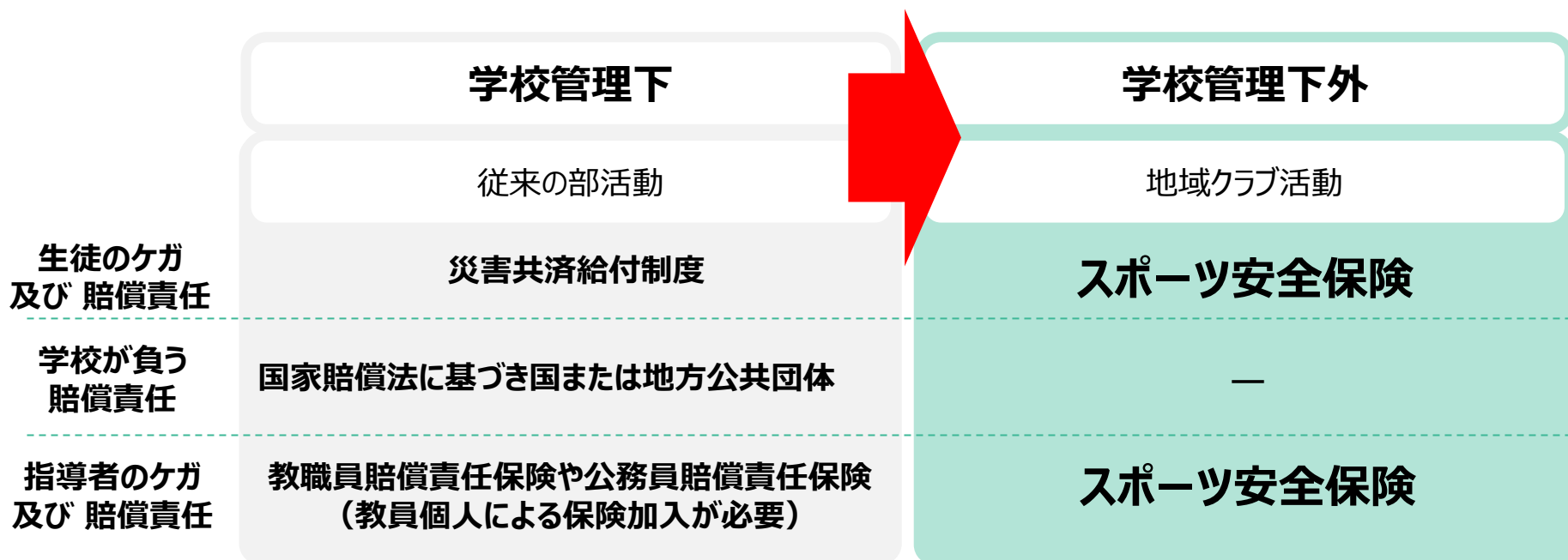
運動部活動の地域移行に関する検討会議（第8回）配付資料2 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）概要 より

3. 移行後の保険について

□ 部活動中の事故に関する保険の全体像

部活動が学校の管理外となることで、事故に備える保険の在り方も変わります。従来の部活動は、学校活動中と同様に、「災害共済給付制度」の対象とされているため、個別に保険加入をする必要はございませんでした。

しかし、学校管理下外となることで、**民間の損害保険等に加入する必要があります。**民間の損害保険の代表的なものとして、**スポーツ安全保険**があります。



3. 移行後の保険について

□ スポーツ安全保険とは

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた**日本最大級の保険制度**です。

① 目的

スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行い、団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑化を図る趣旨から昭和46年度に創設された全国規模の保険制度です。

② 本保険の特徴

- **全国の約23万団体、約746万人が加入**しております。
- スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）の構成員を被保険者とする**小さな掛金で大きな補償**が得られる保険です。

③ 補償対象

- 加入手続きを行った**「団体の管理下」**における**団体活動中の事故**が対象となります。
- 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故が対象となります。

3. 移行後の保険について

□ スポーツ安全保険の補償内容（2026年3月31日まで）

スポーツ安全保険は、**傷害保険、賠償責任保険、突然死の補償の3つがセット**され、幅広い補償範囲が特長です。

- ☑ 団体管理下における団体活動中を補償
※個人活動は補償の対象外（AW・CW・BW区分は補償対象）
- ☑ 団体活動への往復途上も補償
- ☑ 年間掛金 **800円**（A1区分：中学生以下） **1,850円**（C区分：64歳以下）
- ☑ 傷害、賠償責任、突然死の補償がセット（下記補償内容はA1区分の補償）

4名以上の団体で加入

傷害保険

死亡：3,000万円
後遺障害：（最高）4,500万円
入院：（日額）4,000円
通院：（日額）1,500円

賠償責任保険

身体・財物賠償合算 1事故5億円
ただし、身体賠償は1人1億円
（限度額）

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血等）
に際し、親族が負担した葬祭費用
180万円（限度額）

※C区分は死亡2,000万円、後遺障害（最高）3,000万円です。

- ☑ 入院・通院 治療日数1日目から補償（入院180日、通院30日限度）
- ☑ **熱中症**、O-157などの**食中毒**も**減額されず**に補償

詳細は、スポーツ安全保険のあらまし、約款等をご参照ください。

3. 移行後の保険について

□ スポーツ安全保険改定のご案内（2026年4月1日以降）

掛金の改定【スポーツ活動を行う大人（64歳以下）：C・CW区分のみ】

◆ C区分 年間掛金

スポーツ活動を行う大人（64歳以下）

2025年度（現行）	1,850円／人
2026年度（改定後）	2,000円／人

◆ CW区分 年間掛金

スポーツ活動を行う大人（64歳以下）

個人活動も補償対象

2025年度（現行）	4,850円／人
2026年度（改定後）	5,000円／人

※公益財団法人スポーツ安全協会様HPから抜粋。

3. 移行後の保険について

□ スポーツ安全保険改定のご案内（2026年4月1日以降）

賠償責任保険 対人賠償限度額引き上げ【全加入区分】

2025年度（現行）	AW・CW・BW区分以外 対人賠償は1人 1億 円を限度 AW・CW・BW区分における「団体活動中とその往復中」 対人賠償は1人 1億500万 円を限度
2026年度（改定後）	AW・CW・BW区分以外 対人賠償は1人 2億 円を限度 AW・CW・BW区分における「団体活動中とその往復中」 対人賠償は1人 2億500万 円を限度

ワイドコースの個人活動中における熱中症担保【AW・CW・BW区分】

AW・CW・BW区分における「個人活動中」の熱中症を補償対象に変更

※団体活動中とその往復中における熱中症は、全ての加入区分において従来も補償の対象となっています。

※公益財団法人スポーツ安全協会様HPから抜粋。

4. 事故データ

□ 傷害事故事例

	年令	状況	お支払保険金額
体操	15	段違い平行棒の練習中に、上段のバーより落下宙返りおりを練習中早く手が離れてしまい、落下した。	17,800,000円
野球	12	キャッチボール中に左目にボールが当たり、網膜剥離で入院した。	5,460,000円
サッカー	11	キーパーにて試合に出場中、シュートが目にあたった。右目網膜剥離。	3,000,000円

□ 賠償事故事例

	状況	お支払保険金額
サッカー	サッカー大会中、設置していたタープが突風で飛ばされ、グラウンド後方に位置する駐車場に駐車中の車2台にタープが覆いかぶさり、車体に損傷を与えた。	1,048,459円
ソフトボール	ソフトボール練習中、フリーバッティングを行った際に、ボールがネットを超え、近くの家の壁面を損傷した。	1,216,820円
野球	硬式野球の試合中、打者が打った球が場外に出たところ、走行中の車のボンネットに直撃し、凹ませてしまった。	542,200円

※公益財団法人スポーツ安全協会様ご提供データを引用。

4. 事故データ

□ 傷害事故件数 (2024年度実績)

年齢	件数
7	6,451
8	8,841
9	11,936
10	15,456
11	20,558
12	15,430
13	11,089
14	9,692
15	2,974

※総計は**186,621件**

□ 賠償事故件数 (2016年～2024年)

年度	件数
2024	6,559
2023	6,088
2022	5,962
2021	4,996
2020	4,710
2019	5,999
2018	6,465
2017	6,413
2016	6,515

まとめ

- ✓ 競技を問わず、幅広いスポーツで高額（保険金額100万円以上）の保険金お支払事故が発生。（傷害）
- ✓ 小中学生の事故は、傷害事故件数（186,621件）の約55%を占めている。（102,427件）
- ✓ 安全・安心なスポーツ活動には、リスクマネジメントはさることながら、もしものときの「備え」が必要。

※公益財団法人スポーツ安全協会様ご提供データを引用。

5. 安全・安心なスポーツ活動のためのチェックポイント

団体活動における補償の手当てにおけるポイント

- メンバー**全員が一律、漏れなく**保険に加入しているか。（加入名簿等で管理されているか）
- 死亡・後遺障害**やケガの補償は十分な内容か。（入・通院は1日目から補償の対象か）
- 万一の重大事故に備え**賠償責任**保険に加入されているか。また、支払限度額は十分か。
- 「**熱中症**」「細菌性食物中毒」に対する補償はあるか。また、補償額は十分か。
- 団体活動への往復中の補償や突然死の補償など手厚い補償に加入されているか。
- 団体活動の**指導者**についても同様の保険に加入しているか。

現状をきちんと確認・把握
できてますか？

